

別表3（第4条関係）

補助対象経費	内 容	
空き店舗等の改修費用	内 装	<ul style="list-style-type: none"> ● 床、内壁又は天井の張替え、塗替え又は新設 ● 床、壁、窓又は天井の断熱 ● 扉の交換又は新設 ● 窓ガラス等の交換又は新設 ● カーテン等の交換又は新設 ● 給排水又は給湯設備に関するもの ● トイレ等、衛生設備に関するもの ● 電気又はガスに関するもの ● エアコン、換気設備の設置 ● 当該事業を営む上で通常必要と認められるもの ● 施工に係る解体・撤去に関するもの
	外 装	<ul style="list-style-type: none"> ● 店舗部分に係る外壁等の張替え、塗替え又は新設 ● 看板の設置に関するもの ● 施工に係る解体・撤去に関するもの
空き店舗等の賃借料	<p>賃貸借契約等に基づく賃借料（敷金、礼金、駐車場費、光熱水費、共益費、管理費、利用料、保証料、消費税等を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付決定日の属する月から6か月を上限とする 	